

## 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

(平成一四年四月一七日法律第二六号)(参)

### 一、提案理由(平成一四年四月五日・参議院本会議)

田村公平君 ただいま議題となりました特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案につきまして、総務委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、昨日、総務委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

最近、我が国では、携帯電話やパソコンからのインターネット接続が急速に進み、日常生活や社会経済活動等において必要不可欠なものとなってきました。

しかしながら、利用者が増加する一方で、受信者の求めや同意がないのに、広告又は宣伝を目的とした電子メールが一時に多数の携帯電話利用者等に対して一方的、無差別に送り付けられる、いわゆる迷惑メールが社会問題として大きく取り上げられております。

こうしたことから、迷惑メールの受信者及び電気通信事業者に生じさせている問題を解決し、電子メールの利用について良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的に、特定電子メールに関する送信の適正化の措置等を講ずる必要があることから、本法律案を提出した次第であります。

本法律案は、特定電子メールである旨、当該送信者の氏名又は名称及び住所、その送信に用いた電子メールアドレス、当該送信者の受信用の電子メールアドレス等の表示を義務付けることとしております。また、送信拒否をした者に対して、以後送信者が特定電子メールを送信することを禁止するほか、自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として、送信者がプログラムを用いて作成した架空電子メールアドレスにあてた電子メールの送信をすることを禁止することとしております。

なお、総務大臣は、表示の義務、拒否者に対する送信の禁止又は架空電子メールアドレスによる送信の禁止を遵守しない送信者に対し、是正のための命令をすることができることとし、命令に違反した者に対する罰金刑その他所要の罰則を設けることとしております。

以上が、本法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いをいたします。

ありがとうございました。

### 二、衆議院総務委員長報告(平成一四年四月一日)

平林鴻三君 ただいま議題となりました特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近、社会問題化しているいわゆる迷惑メール問題に適切に対処し、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図るため、参議院から提出されたものであり

ます。

その主な内容は、特定電子メールの送信時における当該送信者の氏名等の表示の義務づけ、送信をしないよう通知した者に対する特定電子メールの送信の禁止及び架空電子メールアドレスによる送信の禁止など、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を講じようとするものであります。

本案は、去る四月五日本委員会に付託され、九日提出者の田村参議院総務委員長から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決を行いましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。